

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例の一部  
を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号



鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	正	後	改	正	前
(定義) 第2条 [省略] 2～9 [省略]			(定義) 第2条 [省略] 2～9 [省略]		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [省略]			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [省略]		
(利用及び提供の制限) 第12条 [省略] 2～4 [省略]			(利用及び提供の制限) 第12条 [省略] 2～4 [省略]		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項～第12条第2項第1号	[省略]	[省略]	第12条第1項～第12条第2項第1号	[省略]	[省略]
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されている	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されている

とき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルを含む。）に記録されているとき	[省略]
第38条第1項第2号	[省略]

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 [省略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [省略]

(2)・(3) [省略]

3 [省略]

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

とき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを含む。）に記録されているとき	[省略]
第38条第1項第2号	[省略]

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 [省略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [省略]

(2)・(3) [省略]

3 [省略]

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

できる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 [省略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [省略]

（訂正請求権）

第31条 [省略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [省略]

（訂正請求の手続）

第32条 [省略]

2 [省略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 [省略]

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 [省略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [省略]

（訂正請求権）

第31条 [省略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [省略]

（訂正請求の手続）

第32条 [省略]

2 [省略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 [省略]

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) [省略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [省略]

(利用停止請求の手続)

第39条 [省略]

2 [省略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 [省略]

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする<sup>こと</sup>ができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供<sup>その他</sup>開示請求等をしようとする者の利用を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) [省略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [省略]

(利用停止請求の手続)

第39条 [省略]

2 [省略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 [省略]

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする<sup>こと</sup>ができるよう、保有個人情報の特定<sup>その他</sup>開示請求等をしようとする者の利用を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の第38条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

